

「任意継続被保険者制度」のご案内

必ずお読みください(両面)

1. 任意継続被保険者制度について(加入条件)

退職によって被保険者の資格を喪失し、次の(1)(2)の要件を満たしている場合、ご本人の希望により継続して当組合の被保険者となることができる制度です。(資格喪失日より他の組合健保・協会けんぽ・船員保険・共済組合の強制加入対象者は加入出来ません。また、従業員5人以上の個人事業所や、5人未満であっても法人の事業所は社会保険の強制適用の対象となるため、健康保険の加入資格について年金事務所等によくご確認ください。)

- (1) 資格喪失日の前日(退職日)までに継続して2か月以上の被保険者期間があること
- (2) 資格喪失日から20日以内に必要書類を当組合に提出すること(必着)

2. 加入期間 — 2年間(項番6. 任意継続被保険者の資格喪失(2)～(6)に該当する場合を除く)

3. 資格取得手続きの流れ

- (1) 項番4の必要書類を提出する…… ①申請書 ②口座振替依頼書 ③住民票 ④被扶養者関連書類(該当者のみ)
- (2) 資格取得日(=退職日の翌日)以降に当組合で取得登録後、初回保険料(お振込み頂きます)の納付書が自宅宛に届く
- (3) 納付書に記載されている期限内に被保険者の氏名で保険料を振込む(2回目以降は口座振替)
- (4) 資格情報のお知らせ(交付該当者のみ資格確認書も)が自宅宛に届く

※ マイナ保険証の資格が新資格に切り替わるまで(または資格確認書がお手元に届くまで)の間に医療機関を受診する場合は、健康保険の切り替え手続き中の旨を伝えたくて、医療機関で清算方法についてご相談ください

※ マイナ保険証の情報は自動で更新されますが、新資格に更新されるまで10日前後要します

4. 必要書類(④は該当者のみ提出)

<申請者共通>

- ①任意継続被保険者資格取得申請書
- ②預金口座振替依頼書(任意継続用)
※印鑑相違の無いように金融機関お届け印であることを必ずご確認の上ご捺印ください。
また、①の申請書の給付金振込先と同一口座をご指定ください。
- ③住民票(マイナンバー記載無し、任意継続加入日(=退職日の翌日)から3ヶ月以内のもの)
※被扶養者がいる場合は「世帯全員分」の記載があるもの

<引き続き被扶養者を申請する場合>

- ④改めて審査を行います。申請する場合は以下の書類のうち該当するもの全てが必要です。

被扶養者の加入条件となる収入限度額は年間130万円(19歳以上23歳未満の場合は150万円(配偶者を除く))
(60歳以上又は厚生年金法保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合には180万円)未満
「年収の壁・支援強化パッケージ」に該当する方は当組合までお問い合わせください。

- (1) 配偶者 「被扶養者認定申請書-1」及び「(非)課税証明書 ※」
※市区町村発行・収入額表示があるもの・最新年度分・任意継続加入日から3ヶ月以内のもの
※無収入の場合も必須。金額が記載されている場合は(4)の書類も必要です。
※金額の記載は無いが、現在収入のある場合も(4)の書類が必要です。
- (2) 子供
・ 高校生までの子供は不要
・ 上記以外の子供
学生: 「学生証」または「在学証明書」コピー
ただし、一度就職した後に学生になった場合は「被扶養者認定申請書-1、-2、-3」も必要
無職: 「被扶養者認定申請書-1、-2、-3」及び「(非)課税証明書 ※」
※市区町村発行・収入額表示があるもの・最新年度分・任意継続加入日から3ヶ月以内のもの
※無収入の場合も必須。金額が記載されている場合は(4)の書類も必要です。
※金額の記載は無いが、現在収入のある場合も(4)の書類が必要です。

《共通注意点》

夫婦共に収入がある(配偶者がみずほ健保の被扶養者ではない)場合は、ご夫婦のうち収入が多い方の扶養となります。**任意継続ご加入後**のご収入が配偶者の方より多い場合のみご申請頂けます。
該当する方は当組合までお問い合わせください。

- (3) 配偶者・子供以外の被扶養者を引き続き申請される方は当組合へご照会ください。

(裏面に続く)

(適用12-1 2026.04)

(4)被扶養者の収入の詳細を確認する書類

※1扶養したい方に収入がある(あった)場合は、以下の確認書類をご提出ください。

- A. 公的年金・企業年金・障害年金・個人年金(経費除く)等の年金収入がある場合、直近(最新年度)の「年金振込通知書」または「年金改定通知書」等の氏名と金額が記載されているページの全体のコピー(該当する全ての年金額通知書が必要/受給手続き中も含む/海外から年金を受給している方は当健保にお問い合わせください。何れも年金証書は不可です。)
- B. 申請時に給与収入がある場合(パート・アルバイト・派遣・専従者給与等、雇用形態を問いません)直近3ヶ月分の給与明細書のコピー(氏名、総支給金額、対象年月が記載されているもの)または労働契約書のコピー(直近1か月の収入金額が確認できるもの)
- C. 「(非)課税証明書」に給与収入金額の記載があるが、申請時に退職している場合
退職後、雇用保険失業給付を受給しない(又は受給予定)場合は、離職票1・2の原本及び退職年月日が確認できる書類(「退職証明書」や退職年月日の記載がある「源泉徴収票」等)
② 退職後、雇用保険の失業給付を受給している(していた)場合は、ハローワークから交付された雇用保険受給資格者証(表裏両面全体)のコピー
- D. 営業収入・不動産収入等がある場合
「確定申告書」(第1表・第2表)のコピー、「収支内訳書」または「青色申告決算書」のコピー(該当がある場合は当組合へお問い合わせください。)
- E. 株式売却・配当等の収入がある場合
「確定申告書」(第1表・第2表)のコピー、分離課税用(第3表)のコピー(該当がある場合は当組合へお問い合わせください。)

(5)その他 健保組合から提出を求められた書類

5. 保険料

被保険者の退職時の標準報酬月額(給与明細等で確認してください)で保険料を徴収いたします。在職中に事業主が負担していた分が全額個人負担となります。健康保険料は在職時の約2.8倍、子ども子育て支援金・介護保険料は2倍です。被保険者・被扶養者に関係なく介護保険第2号被保険者(40歳~64歳の方)が加入中は介護保険料が発生します。任継加入中の標準報酬月額は変わりません。

※ 令和8年度より子ども・子育て支援金を一般保険料・介護保険料と合わせて徴収します。

※ 保険料の納付方法には単月払い・半期前納払い・一年度前納払いがあり、前納払いには割引制度があります。(年4%の利率による複利現価法での割引)

※ 納付済み保険料のうち、途中脱退で未経過分がある場合は返金されます。

6. 資格喪失理由と資格喪失日 ()内は資格を喪失する日

※(3)(5)(6)は書類の提出が必要です。(6)は日にちに余裕をもってお申し出ください。

次のいずれかに該当するときは、任意継続被保険者の資格を喪失します。

- (1) 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- (2) 保険料を納付期日までに納付しなかったとき(納付期日の翌日)
- (3) 再就職して他の健康保険の被保険者となったとき(被保険者資格を取得した日)
- (4) 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき(被保険者資格を取得した日)
- (5) 死亡した時(死亡した日の翌日)
- (6) 資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき(資格喪失申出書が受理された日の翌月1日)

上記以外の理由で資格を喪失する事は出来ません。

7. 書類提出先・問合せ先

必要書類を揃えて行内便または郵便で提出してください。

(退職日の翌日から起算して20日以内健保必着)

ご不明な点はみずほ健康保険組合までお問い合わせください。

- (1) 書類提出先 【郵便】 〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5 (大手町タワー)
みずほ健康保険組合 業務グループ適用チーム 任継担当 宛
【行内便】 大手町本部ビル気付 (行内メール番号150000)
みずほ健康保険組合 業務グループ適用チーム 任継担当 宛
- (2) 問合せ先 みずほ健康組合 業務グループ適用チーム 任継担当
電話 0570-011324(ナビダイヤル ガイダンス1→2)